仕 様 書

- 1 業務名 下関市体育館の廃棄物等処理業務
- 2 業務場所

下関市向洋町1丁目12-1 下関市体育館

3 業務の内容

「別紙2 物品廃棄リスト」を参考に、下関市体育館内の廃棄物(一般廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。)第2条第2項に定める一般廃棄物をいう。以下同じ。)及び産業廃棄物(廃掃法第2条第4項に定める産業廃棄物をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)等の収集、運搬及び処分を行う。

- (1) 廃棄物の種類及び数量
 - ア 一般廃棄物の種類及び数量

種類:紙くず、木くず及び繊維くず

数量:約1トン

イ 産業廃棄物の種類及び数量

種類:紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類、ゴム くず、金属くず、ガラスくず、水銀灯、混合廃棄物等

数量:約2.6トン

- ウ 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条 第5項に定める特定家庭用機器廃棄物の種類及び数量
 - 冷蔵庫1台
 - ・ブラウン管テレビ 1台
 - ・テレビ 1台
- (2) 搬出及び処分方法等
 - ア搬出方法等

搬出方法及び搬出日その他必要な事項については、委託者と 受託者とが協議の上、決定すること。なお、令和6年8月30 日(金)までに下関市体育館から全ての廃棄物を搬出すること。

- イ 処分方法等
 - (ア) 産業廃棄物は、受託者が処分すること。
 - (イ) 一般廃棄物は、委託者の一般廃棄物処理施設に持ち込む

こと。

- (ウ) 収集前の一般廃棄物及び産業廃棄物の分別並びに一般廃棄物を一般廃棄物処理施設に持ち込むための処理はこの業務に含む。
- (エ) 一般廃棄物の処理手数料は、委託料に含む。

4 業務期間

契約締結日から令和6年9月30日(月)まで 廃棄物の搬出は、下関市体育館閉館後の令和6年8月1日(木)から 令和6年8月30日(金)までとする。

5 業務完了の報告

業務完了後は、委託事業を実施したことが証明できる書類、写真等を添付した業務完了報告書及び産業廃棄物の運搬区間に応じたマニフェストの写し(B2、B4又はB6票)を遅滞なく提出しなければならない。

6 再委託の制限

受託者は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、産業廃棄物の収集運搬及び処分について、廃掃法第14条第16項ただし書の規定により第三者に委託する場合は、この限りでない。

7 安全の確保等

業務を実施するに当たり、作業員及び周辺の安全確保並びに周辺の環境 保全に努めること。

8 契約の解除について

委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、受託者に対 しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第4条第1号から第3号までに定める基準に適合しなくなったとき。
- (2) この契約に関する義務を履行せず、業務の遂行に著しく支障を来し、 又は来すおそれがあると認められるとき。
- (3) 公租公課の滯納処分を受けたとき。
- (4) その他財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当

の事由があるとき。

9 契約の解除による損害の負担について

受託者は、前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対してその損害の補償を請求することができないものとする。

10 注意事項

- (1)履行に際しては、廃掃法その他関係法令の規定を遵守し、かつ、 委託者の指示に従うこと。
- (2) 現地確認を行う際は、委託者と事前に協議を行なうこと。
- (3) 下記の特記事項を遵守すること。

別紙3 特記仕様書(環境編簡易) 別紙4 下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

11 その他

業務においてその他疑義が生じたときは、協議の上、決定するものと する。

以上